

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（追加）（案）

法第1条の2の規定に基づく農薬に該当しないもの
 情報提供のあった資材のうち農薬に該当しないもの
 薬剤でないもの

資材名	対象病害虫	対象農作物等	使用目的・作用の仕組み	備考（判断の根拠等）
液状活性炭	水田雑草	イネ	灌水状態の水田に散布して水田の地表部に達する光を遮断し、雑草の発芽及び生育を抑える	光の遮断による雑草の抑制は物理的効果によるものである

客観的な効果がなく、病害虫の防除等に用いる意味がないもの

資材名	対象農作物等	対象農作物等	使用目的・作用の仕組み	備考（判断の根拠等）
緑茶	うどんこ病等	野菜、茶等	カテキンやカフェイン等による病気の防除	薬効試験の結果、実用的な効果が得られなかった
焼酎	うどんこ病等	野菜等	エチルアルコールによる殺菌効果	薬効試験の結果、実用的な効果が得られなかった
牛乳	アブラムシ等	野菜等	牛乳が乾燥して凝固する際、害虫の気門を塞ぐ等して殺虫	薬効試験の結果、実用的な効果が得られなかった
コーヒー	アブラムシ、ハダニ等	野菜等	カフェイン等による忌避効果	薬効試験の結果、実用的な効果が得られなかった
砂糖・三温糖	アザミウマ類、べと病等	野菜等	殺虫剤の忌避効果を緩和し、殺虫剤付きの部分を害虫が良く食す 銅による薬害の軽減	単独では効果がなく、農薬との併用が必要。食品である。
さーたーゆ（さとうきびの糖蜜等の濃縮エキス）	アザミウマ、アブラムシ類、ダニ	野菜等	殺虫剤の忌避効果を緩和し、殺虫剤付きの部分を害虫が良く食す	単独では効果がなく、農薬との併用が必要。食品である。
ブドウ糖（食用使用の顆粒）	微小害虫	花卉類	殺虫剤の忌避効果を緩和し、殺虫剤付きの部分を害虫が良く食す	単独では効果がなく、農薬との併用が必要。食品である。